

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 3 月定例会議案

議案資料

議案第 17 号

「上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」要旨

1 趣 旨

被用者年金制度の一元化及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内 容

- (1) 被用者年金制度の一元化に伴い、年金の種類について規定の整備を行う。(第4号様式、第5号様式、第7号様式及び第10号様式関係)
別紙「新旧対照表」参照
- (2) 行政不服審査法の全部改正に伴い、補償の決定に不服がある場合に審査請求できる期間について、「決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」を「決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内」に改める。(第15号様式から第21号様式関係)
- (3) その他
字句の整理を行う。

3 施行期日

(1)については公布の日、(2)については平成28年4月1日

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成19年上尾市教育委員会規則第2号）新旧対照表（第4号様式のみ掲載）

現行	改正後（案）
<p>第4号様式</p> <p>（注）1～3 （略）</p> <p>4 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。</p> <p>（1） <u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u></p>	<p>第4号様式</p> <p>（注）1～3 （略）</p> <p>4 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。</p> <p>（1） <u>厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年</u></p>

<p>(2) <u>障害厚生年金</u> (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>(3) 障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について<u>障害厚生年金</u>が支給される場合を除く。)</p> <p>(4) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年法律第 34 号」という。)第 5 条の規定による<u>改正前の船員保険法の規定による</u>障害年金</p> <p>(5) 昭和 60 年法律第 34 号第 3 条の規定による<u>改正前の厚生年金保険法の規定による</u>障害年金</p> <p>(6) 昭和 60 年法律第 34 号第 1 条の規定による<u>改正前の国民年金法の規定による</u>障害年金</p>	<p><u>金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</u></p> <p>(2) <u>障害厚生年金等</u> (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>(3) 障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について<u>障害厚生年金等</u>が支給される場合を除く。)</p> <p>(4) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年法律第 34 号」という。)第 5 条の規定による<u>改正前の船員保険法による</u>障害年金</p> <p>(5) 昭和 60 年法律第 34 号第 3 条の規定による<u>改正前の厚生年金保険法による</u>障害年金</p> <p>(6) 昭和 60 年法律第 34 号第 1 条の規定による<u>改正前の国民年金法による</u>障害年金</p>
--	--

議案第18号

「上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」要旨

1 趣 旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内 容

利用者負担額の減免等の決定に不服がある場合に審査請求できる期間について、「処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内」に改める。（第2号様式及び第3号様式関係）

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年上尾市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>教 示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>30日以内</u>に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>30日以内</u>であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 （略）</p>	<p>教 示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 （略）</p>

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第19号

「上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」 要旨

1 趣 旨

上尾市立公民館の登録の更新の手続き及び体育室個人開放の利用等について、公民館の適正な運営に資するため、所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 利用団体登録の有効期間と更新の設定

第4条第5項で、登録決定通知書の交付を受けた日から2年と改めた。
また、第4条の2で継続して登録する場合の更新の手続きを定めた。

(2) 利用の許可の特例（集会室兼体育室の個人利用）の許可要件の設定

第4条第2項で定めている登録団体の要件と同様に、第5条第2項で、利用の許可の特例である集会室兼体育室の個人利用の許可要件を、1号では社会教育法の第20条・22条・23条の規定の趣旨に反しないこと、2号では市内在住・在勤・在学であることを定めた。

3 施行期日

公布の日

上尾市立公民館管理規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（利用の登録、変更及び廃止）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の規定による登録の有効期間は<u>2年</u>とし、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>（新設）</p> <p>（利用の許可の特例）</p> <p>第5条 <u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。</p>	<p>（利用の登録、変更及び廃止）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の規定による登録の有効期間は<u>同項の規定による通知書の交付を受けた日から2年</u>とし、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>（登録の更新）</p> <p><u>第4条の2 前条第5項の有効期間の満了後引き続き利用の許可を受けようとする者は、教育委員会による登録の更新を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、前条の規定による登録の更新に係る手続について準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定による通知書の交付を受けた日から2年間」とあるのは、「更新前の前項の規定による登録の有効期間の満了した日の翌日から起算して2年間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（利用の許可の特例）</p> <p>第5条 <u>第4条第1項</u>の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による利用の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) その利用の目的が社会教育法第20条、第22条及び第23条の規定の趣旨に反していないこと。</p>

(利用の許可の申請)

第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書(第5号様式)により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書(第6号様式)により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 (略)

(許可書等の交付)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定による利用の許可については、上尾市立公民館体育室個人利用許可書兼領収書(第9号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。

(2) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学していること。

(利用の許可の申請)

第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書(第5号様式)により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書(第6号様式)により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 (略)

(許可書等の交付)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による利用の許可については、上尾市立公民館体育室個人利用許可書兼領収書(第9号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。

議案第20号

「上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」要旨

1 趣 旨

上尾市立人権教育集会所の適正な管理運営に資するため、所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 使用団体の登録の設定

これまで旧第4条で使用の許可を定めていたが、実際には使用団体の登録を行って運用してきた。新第4条では第1項で使用する者の登録について、第2項で登録する要件、第3項で申請の方法、第4項で登録の変更、第5項で登録の廃止を定めた。

(2) 使用の許可

旧第4条の文言整理を行って第5条とし、使用許可申請書、使用簿、使用許可書の書式を定めた。

(3) 使用許可の制限

旧第5条の使用許可の制限のうち、第3号の「もっぱら私的営利を目的とすると認めるとき」を新第4条第2項第2号で「営利を主たる目的としない団体であること」としたため削除した。

新6条では新たに、第1号では新第4条第2項で定める内容に抵触するときを、第2号では公共の福祉を阻害するおそれのあるときを、第3号で管理上支障のあるときを定めた。

(4) 遵守事項の設定

第7条で、管理上必要のある指導の根拠として、遵守事項を定めた。

(5) 許可の取り消し

第8条で、許可の取り消しについて、第1号で使用許可の条件や遵守事項による指示に違反した場合、第2号で不正な手段で使用許可を受けたとき、

第 3 号で使用制限の内容に該当したとき、第 4 号でその他管理上特に必要としたときと定めた。

(6) 管理運営について別に定める規定の削除

旧第 8 条で「集会所の管理運営については、別に定める」という規定があったが、第 10 条の委任の規定の範囲内であるので削除した。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

現行	改正後（案）
(新設)	<p>(使用の登録、変更及び廃止)</p> <p>第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）による登録を受けなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ認めた者については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定による登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 上尾市立人権教育集会所条例（昭和50年上尾市条例第6号）第1条及び第3条の規定の趣旨に反していないこと。</p> <p>(2) 営利を主たる目的としない団体であること。</p> <p>(3) 5人以上の者で構成されていること。</p> <p>(4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者によりおおむね構成されていること。</p> <p>(5) 当該団体の事務所（事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所）が市内に存すること。</p> <p>3 第1項本文の規定による登録を受けようとする者は、上尾市立集会所使用団体登録申請書（第1号様式）に、上尾市立集会所使用団体構成員名簿（第2号様式）を添付して教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>4 第1項本文の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項本文の規定により登録を受けた者が、団体の解散等によりその登録の廃止の申出をするときは、上尾市立集会所使用団体登録の廃止申出書（第3号様式）を、教育委員会に提出しなければならない。</p>

(使用の許可)

第4条 集会所の使用許可を受けようとするものは、あらかじめ集会所使用許可申請書(第1号様式)を上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、集会所使用許可申請書は、教育委員会が定める使用簿によって代えることができる。

2 前項の許可は、集会所使用許可書(第2号様式)を交付して行うものとする。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の政治活動を行うと認められるとき。
- (2) 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、教団を支持し、又はこれらに反対すると認められるとき。
- (3) 専ら私的営利を目的とすると認められるとき。
- (4) その他集会所設置の目的に反すると認められたとき。

(新設)

(使用の許可)

第5条 集会所の使用許可を受けようとする者は、上尾市立集会所使用許可申請書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ認めた者の使用については、上尾市立集会所使用簿(第5号様式)の記入によって上尾市立集会所使用許可申請書の提出に代えることができる。

2 前項本文の許可は、上尾市立集会所使用許可書(第6号様式)を交付して行うものとする。

3 教育委員会は、第1項本文の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 第4条第2項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集会所の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対し、又はその他の政治活動を行うと認められるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、教団を支持し、又はこれらに反対すると認められるとき。
- (6) その他集会所設置目的に反すると認められるとき。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第7条 教育委員会は、集会所の使用者の遵守事項を定め、及び集会所の管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をするこ

<p>(使用許可の取消し)</p> <p><u>第6条</u> 教育委員会は、使用者が<u>集会所の使用目的又は使用条件に違反した</u>ときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(損害補償)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(管理運営)</p> <p><u>第8条</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>とができる。</u></p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、使用者が<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反した</u>とき。</p> <p>(2) <u>不正な手段によって使用の許可を受けた</u>とき。</p> <p>(3) <u>第6条各号のいずれかに該当した</u>とき。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、集会所の管理上特に必要があると認め</u>るとき。</p> <p>(損害補償)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p><u>削る。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>
---	---

議案第 21 号

「上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定
について」要旨

1 趣 旨

上尾市立学校施設の開放の適正な管理運営に資するため、所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 利用団体登録の要件の整備

第 8 条第 2 項で、登録団体の要件を適正な形に改めた。これまで第 7 条で定めていた、「市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成された 10 人以上の団体で、」の文言を、第 8 条第 2 項で 3 つの号に分けて定めた。

1 号は人数要件で、基本は 10 人以上であるが、特別教室等の開放については 5 人以上と改めた。

2 号は構成員の要件で、おおむね市内在住・在勤・在学者と改めた。

3 号は団体の事務所（団体の代表者）の住所地で、市内に限定した。

(2) 利用団体構成員名簿の提出

第 8 条第 3 項で、利用団体登録申請書に加え、利用団体構成員名簿の提出を定めた。

(3) 特別教室等の利用団体登録の有効期間と更新の設定

第 8 条第 5 項で、有効期間を 2 年とした。また、第 8 条の 2 で継続して登録する場合の更新の手続きを定めた。

(4) 利用の許可手続きの申請書提出期間の適正化

第 10 条第 2 項の提出期限の初日を、「前月の 10 日から」、現在公共施設予約システムで運用している「2 か月前の初日から」に改める。また提出期限の最終日を、管理上の理由から利用しようとする日の「前 7 日まで」を「前 10 日まで」と改めた。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

上尾市立学校施設の開放に関する規則（昭和56年上尾市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「学校施設」とは、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明施設(以下「夜間照明施設」という。)、屋内運動場(照明設備を含む。)、特別教室並びに学校の施設内にある図書館分館講座室をいう。</p> <p>(開放施設の利用)</p> <p>第7条 開放施設は、<u>市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成された10人以上の団体で、かつ、次条の規定によりあらかじめ教育委員会に登録されたもの</u>(以下「利用団体」という。)に限り利用することができる。</p> <p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 開放施設を利用しようとする団体は、<u>あらかじめ教育委員会に登録しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により登録しようとする団体は、上尾市立学校開放施設利用団体登録申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「学校施設」とは、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明施設(以下「夜間照明施設」という。)、屋内運動場、特別教室並びに学校の施設内にある図書館分館講座室をいう。</p> <p>(開放施設の利用)</p> <p>第7条 開放施設は、次条の規定によりあらかじめ教育委員会による登録を受けたもの(以下「利用団体」という。)に限り利用することができる。</p> <p>(利用団体の登録等)</p> <p>第8条 開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会による登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による登録を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。</u></p> <p>(1) <u>10人(特別教室及び学校の施設内にある図書館分館講座室を利用する団体にあつては、5人)以上の者で構成されていること。</u></p> <p>(2) <u>当該団体の構成員が、おおむね市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学していること。</u></p> <p>(3) <u>当該団体の事務所(事務所を有していない団体にあつては、当該団体の代表者の住所)が市内に存すること。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による登録を受けようとする団体は、上尾市立学校開放施設利用団体登録申請書(第1号様式)に上尾市立学校開放施設利用団体構成員名簿(第1号様式の2)を添付し</u></p>

3 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請事項を確認の上上尾市立学校開放施設利用団体登録証明書(第2号様式)を交付するものとする。

4 利用団体は、登録に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに、上尾市立学校開放施設利用団体登録事項変更届(第3号様式)により教育委員会に届け出なければならない。

(新設)

(利用の許可手続)

第10条 (略)

2 前項の利用許可申請書は、利用しようとする日の属する月の前月の10日から利用しようとする日の前7日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

て、それぞれ教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請事項を確認の上、登録すべきものと認めたときには、上尾市立学校開放施設利用団体登録証明書(第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。

5 前項の規定による登録の有効期間は、同項の規定による利用団体登録証明書の交付を受けた日から2年間とし、その期間の経過によってその効力を失う。

6 利用団体は、登録に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに、上尾市立学校開放施設利用団体登録事項変更届(第3号様式)により教育委員会に届け出なければならない。

(登録の更新)

第8条の2 前条第5項の有効期間の満了後引き続き開放施設を利用しようとする者は、当該開放施設の利用の登録の更新を受けなければならない。

2 前条の規定は、開放施設の利用の登録の更新に係る手続について準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定による利用団体登録証明書の交付を受けた日から2年間」とあるのは、「更新前の利用団体登録証明書の有効期間の満了した日の翌日から起算して2年間」と読み替えるものとする。

(利用の許可手続)

第10条 (略)

2 前項の利用許可申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の前10日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

議案第 22 号

「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」要旨

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の専決事項に関する規定を整備するほか、所要の改正を行う。

2 内 容

- (1) 審査請求書を受理することについて、新たに課長の専決事項に加える。
(別表第 1 の 1 の項第 7 号関係)
- (2) 50 万円以上の寄附（負担付寄附を除く。）の受入れを決定することについて、教育長の専決事項から削り、副市長の専決事項とする。
(別表第 1 の 1 4 の項第 1 号関係)

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 抜粋

(委員会等の職員への補助執行)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる委員会等の事務を補助する職員をして、それぞれ同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。

教育委員会事務局	教育長	1 1件1,000万円以上2,000万円未満の支出負担行為をすること。 2 1件3,000万円以上5,000万円未満の支出命令をすること。 3 寄附(負担付寄附を除く。)の受入れを決定すること。
	各部長	1 1件500万円以上1,000万円未満の支出負担行為をすること。 2 1件2,000万円以上3,000万円未満の支出命令をすること。 3 設計価格の金額が1件130万円以上1,000万円未満の起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先の決定をすること。
	各次長及び図書館長	1 1件100万円以上500万円未満(工事請負費及び原材料費にあつては1件130万円以上500万円未満)の支出負担行為をすること。 2 1件1,000万円以上2,000万円未満の支出命令をすること。
	各課長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長及び図書館次長	1 報酬、賃金、旅費、需用費、役務費及び扶助費の支出負担行為及び支出命令をすること。 2 工事請負費及び原材料費の1件130万円未満の支出負担行為をすること。 3 その他1件100万円未満の支出負担行為及び1件1,000万円未満の支出命令をすること。 4 設計価格の金額が1件130万円未満の起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先の決定をすること。 5 請負価格100万円未満の各種工事検査をすること。

○上尾市事務専決規程 抜粋

(副市長の専決事項)

第10条 副市長は、次の各号に掲げる以外の事項に関することを専決することができる。

- (1) 市の境界変更
- (2) 市議会の招集
- (3) 市議会へ提出する議案及び報告
- (4) 重要な会議の招集及び付議案件
- (5) 条例、規則、訓令等の制定又は改廃
- (6) 予算の補正を必要とする事案の決定
- (7) 市行政の運営に関する基本方針の決定
- (8) 主要な新規事業の計画の樹立及びその実施方針の決定
- (9) 公共的団体の指揮監督
- (10) 異議の申立て、訴訟及び和解
- (11) 職員の任免、給与、賞罰その他重要な人事
- (12) ほう賞及び表彰
- (13) 職員団体及び労働組合との協定等についての決定
- (14) 1件2,000万円以上の支出負担行為
- (15) 1件5,000万円以上の支出命令をすること。

(16) 1件300万円以上の予備費の充用又は予算の流用

(17) 1件の見積価格200万円以上の物件の売却

(18) 1件100万円以上の寄附の受入決定

(19) 設計価格の金額が1件2,000万円以上の起工の決定及び指名競争入札の参加者の指名

(20) 設計価格の金額が1件2,000万円以上の予定価格及び最低制限価格の決定

(21) 次に掲げる事項の処理で特に重要なもの

ア 告示、指令、通達、申請、証明、調査、照会、回答、報告、復命等

イ 請願及び陳情

ウ 市政に関する市民の要望事項

○上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 新旧対照表

現行							改正後（案）						
別表第1（第10条—第12条関係） 共通決裁事項・専決事項							別表第1（第10条—第12条関係） 共通決裁事項・専決事項						
事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	次長専決	課長専決	事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	次長専決	課長専決
1 1 行政手続法（平成5年法律第88号）その他の法律及び上尾市行政手続条例（平成10年上尾市条例第4号）に基づく行政手続に関する事項	(1) 審査基準（重要な事項に係るものを除く。）を定め、及び公にすること。			○			1 1 行政手続法（平成5年法律第88号）その他の法律及び上尾市行政手続条例（平成10年上尾市条例第4号）に基づく行政手続に関する事項	(1) 審査基準（重要な事項に係るものを除く。）を定め、及び公にすること。			○		
	(2) 標準処理期間を定め、及び公にすること。			○			(2) 標準処理期間を定め、及び公にすること。			○			
	(3) 処分基準（重要な事項に係るものを除く。）を定め、及び公にすること。			○			(3) 処分基準（重要な事項に係るものを除く。）を定め、及び公にすること。			○			
	(4) 不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ること。			○			(4) 不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ること。			○			

【新設】

【新設】							1	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てに関する事項	審査請求書の受理をすること。					○
							2							
1	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項	(1) 行政文書の公開決定等を行うこと。					○							
2		(2) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等を行うこと。					○							
1	後援名義の使用承認及び教育委員会教育長賞の交付に関する事項	(1) 後援等名義の使用の承認を行うこと。			新規事業に関するもの		定例的な事業に関するもの							
3		(2) 教育委員会教育長賞の交付の決定を行うこと。			新規事業に関するもの		定例的な事業に関するもの							
1	その他の事項	(1) 寄附（負担付寄附を除く。）の受入れを決定すること。		50万円以上	50万円未満									
4		(2) 所属物品の一時貸出しを行うこと。					○							
1	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項	(1) 行政文書の公開決定等を行うこと。					○							
3		(2) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等を行うこと。					○							
1	後援名義の使用承認及び教育委員会教育長賞の交付に関する事項	(1) 後援等名義の使用の承認を行うこと。			新規事業に関するもの		定例的な事業に関するもの							
4		(2) 教育委員会教育長賞の交付の決定を行うこと。			新規事業に関するもの		定例的な事業に関するもの							
1	その他の事項	(1) 寄附（負担付寄附を除く。）の受入れを決定すること。												
5		(2) 所属物品の一時貸出しを行うこと。					○							